

**「平成26年度放課後児童クラブ指導員，
放課後子供教室教育活動推進員・
教育活動サポーター等研修会」**

－ 行政説明 －

広島県教育委員会事務局教育部生涯学習課



主な内容

☆放課後児童対策について
～ 放課後子どもプランの概要～

☆指導員の役割について
～ 安全対策～

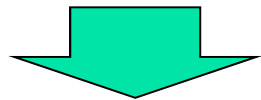


オレンジリボンを持った広島県の
子ども元気いっぱいキャラクター
「イクちゃん」

放課後子どもプラン (平成19年度～)

(背景)

- 子供を取り巻く環境の変化
- 家庭や地域の子育て機能・教育力の低下

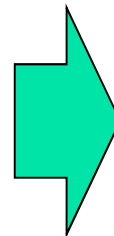


- 放課後等に異年齢の子供同士で遊んだり、交流する機会の減少
- 子供を巻き込む犯罪や事件の増加により、子供が安心して過ごせる場所の確保が困難
- 就労や社会参加を希望する女性が増加する中、子育てと仕事の両立支援を一層進めることが必要

(内容)

⇒総合的な放課後対策

- ①地域社会の中で
- ②放課後や週末、夏休みの長期休業期間などに
- ③子供たちが安全で安心して
- ④健やかに育まれるよう
- ⑤厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」と文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する。



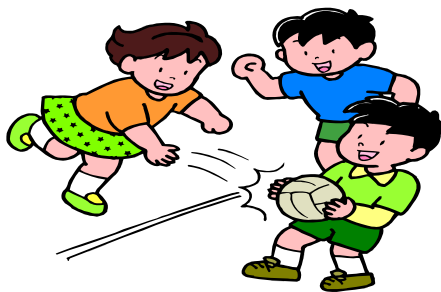
放課後子どもプランの活動

遊びの場

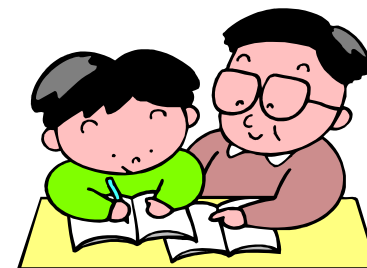


教育活動
サポーター

体験の場



学びの場



教育活動推進員

専任指導員

交流の場



生活の場



放課後児童対策の経緯

年度	放課後児童クラブ	放課後子供教室
昭和51	都市児童健全育成事業	
平成3	放課後児童対策事業	
平成9	(児童福祉法改正)	
平成10	放課後児童健全育成事業	
平成16		地域子ども教室推進事業
平成19	放課後子どもプラン	
	放課後児童健全育成事業	放課後子ども教室推進事業



放課後子どもプランの推進(ソフト)

○教育委員会と福祉部局の連携

- ・子供が参加しやすい多様な活動機会の提供
- ・事業の指導者やボランティアの確保及び養成
- ・社会教育関係団体や子育て支援団体等との連携

○学校等の連携・協力

- ・学校関係者と事業管理者等との情報交換・情報共有
- ※学校教育の一環として位置付けられていない。
⇒事業の管理運営は実施主体である市町等の責任
- ※障害児, 虐待, いじめを受けた子供に特に配慮



放課後子どもプランの推進(ハード)

- 余裕教室をはじめとする学校諸施設の利用促進
(平成20年11月28日付け20文科施第363号, 雇児発第1128002号通知)
 - 学校諸施設の弾力的な運用
子どもの多様な活動等に対して有効な施設の弾力的な運用(図書室, 視聴覚室, 保健室など)
※長期休業日や土曜日など授業日以外を含む。
 - 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分
※一定の要件を満たせば報告のみで可。
※授業日以外利用は手続不要。



広島県の取組

<子供と子育てに関する広島県の計画>

○平成 7年 広島県児童環境づくり推進プラン(～11年度)

○平成12年 こども夢プラン21(～16年度)

○平成17年 未来に輝くこども夢プラン(～21年度)

○平成22年 みんなで育てるこども夢プラン(～26年度)

～「子育てするならわがまちで！」と

みんなが誇れる広島県～

※ 別紙「みんなで育てるこども夢プラン概要版」参照

みんなで育てる こども夢プラン

～達成目標～
◎放課後児童対策未実施校区の解消
(平成26年度末)

＜施策の方向＞

1 みんなでこどもと子育てを応援 ～広島県方式“みんなで子育て応援”進めます～

2 安心・安全な出産・子育てを応援
～子育ての主演となるパパ・ママのスタートを応援します～

- 1 安心して妊娠・出産できる体制の充実
- 2 小児医療体制の充実
- 3 病気・障害の予防・早期発見と支援

3 子育て家庭をきめ細かくサポート
～仕事も子育ても充実できるよう
パパ・ママを応援します～

仕事と子育て
の両立支援

- 1 保育サービスの充実(放課後児童対策の充実)
- 2 男女がともに働きやすい職場環境の整備

子育て不安や
負担を軽減

- 3 すべての子育て家庭への支援
- 4 ひとり親家庭への支援
- 5 障害のあるこどものいる家庭への支援

4 配慮が必要なこどもと家庭を支援
～特に配慮が必要なこどもと家庭への支援を強化します～

- 1 こどもと家庭に関する相談支援機能の充実
- 2 児童虐待防止対策の連携・強化
- 3 社会的養護対策の充実

5 次代を担うこどもの成長を支援
～夢・希望・志を持った、いきいきとしたこどもに育てます～

- 1 幼児期の教育の充実
- 2 「知・徳・体」のバランスのとれたこどもの育成
- 3 思春期の心と体の健康対策の充実
- 4 非行防止と立直りの支援
- 5 若者の自立支援

6 子供を守りはぐくむ地域を応援
～地域ぐるみの子育てを広げます～

- 1 こどもの応援団づくり
- 2 こどもの安全の確保
- 3 こどもと子育てにやさしい生活環境づくり

県内の放課後の子供の居場所

(注) 実施小学校区数は、全県。 26. 3. 31現在

放課後児童クラブ	名 称	放課後子供教室
遊びや生活の場	目 的	学習や体験活動の場
保護者が昼間いない 主に1～3年生	対 象 児 童	地域の子供全般 但し、主な対象は小学生（幼稚園児や中学生等の参加も可能）
週6日，夏・冬・春休み	開設期間	週6日，夏・冬・春休み
平日 1日平均3時間以上 学校休業日 原則1日8時間以上	開設時間	規定なし ※但し、1日4時間以内（休業日等で、特に必要な場合には8時間以内）が補助対象。
児童館，学校，集会所等	実施場所	小学校内を基本
放課後児童指導員	職員体制	教育活動推進員，教育活動サポーター コーディネーター
月：0円～5千円程度	費 用	原則無料
444校区（494校区中※分校を除く。）	実施小学校区	169校区（494校区中※分校を除く。）
市町，社会福祉法人等	実施主体	市町
児童福祉法第6条の2第2項 社会福祉法第2条第3項	法 令	— (国要綱)
児童福祉主管部署	市町所管	教育委員会



放課後児童クラブ・放課後子供教室実施校区数

クラブは、H25.5.1現在、教室は、H26.3.31現在（※分校を除く。）

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
実施か所数	557クラブ	151教室
実施市町数	22	19
実施小学校区	444校区/494校区	169校区/494校区
実施率	90%	34%

放課後児童クラブガイドライン

趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
 - ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
 - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
 - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
 - ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
 - ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
 - ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○その他

7. 保護者への支援・連携

- ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。

8. 学校との連携

- ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。

9. 関係機関・地域との連携

10. 安全対策

11. 特に配慮を必要とする児童への対応

12. 事業内容等の向上について

- ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。

13. 利用者への情報提供等

14. 要望・苦情への対応



放課後子供教室「安全管理マニュアル」

- 「放課後子供教室推進事業」の実施において、各地域の実情に応じた安全管理体制の点検・充実など安全面への配慮について

（平成19年8月13日付け依頼，文部科学省発）

- ・「安全管理マニュアル」の活用

（平成16年5月「地域子ども教室推進事業」として作成）

【内容】

健康管理，不審者侵入対策，災害対策，施設周辺等における危機管理についての予防・防止対策や発生時の対処



放課後子どもプランにおける 安全管理方策について

○「放課後子どもプラン」等の推進における学校と連携した防災・安全体制の整備等について

(平成24年3月30日付け事務連絡, 文部科学省・厚生労働発)

→学校との連携・協力体制の強化, 安全管理体制の点検・充実 等

○放課後児童クラブにおける来所・帰宅時の安全確保について

(平成24年5月15日付け事務連絡, 厚生労働省雇用発)

○学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(放課後子供教室)実施における安全面への配慮について

(平成24年5月17日付け事務連絡, 文部科学省発)

→児童の来所・帰宅時における安全確保の再点検 等

子どもを虐待から守るための 5か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
(通告は義務=権利)
- 2 「しつけのつもり…」は言い訳
(子どもの立場で判断)
- 3 ひとりで抱え込まない
(あなたにできることから即実行)
- 4 親の立場より子どもの立場
(子どもの命が最優先)
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる
(特別なことではない)

保育所・幼稚園



児童相談所・福祉事務所



保健所・保健センター



医療機関

「あなた」が ネットワークの一員です



子育ての支援センター



学校

ひとりで、また一つの機関では、
子どもを虐待から守ることはできません。
常に子どもを中心に考え
「あなた」も「関係機関」と連携を図りながら
「あなた」の役割を実行してください。



民生・児童委員



警察



地域の住民



児童福祉施設



民間の相談機関

児童虐待のサインを見逃さない

子供の様子(例示)

不自然な打撲傷・あざ・骨折・火傷

傷・家族に関し不自然な答え

極端に痩せている・栄養失調・病弱

体・服装不潔, 季節に合わない服装

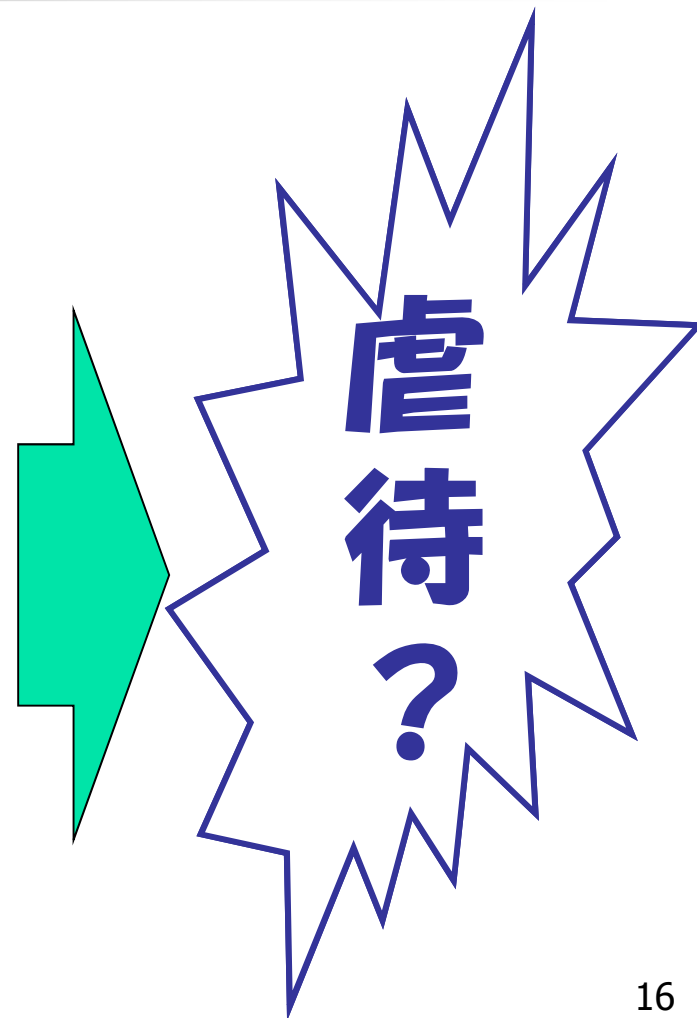
表情が乏しい, 無表情

性的なことに過度に反応

夜遅くまで外で遊ぶ・家に帰らない

他者への執拗な甘え, 金品ねだり

大人(親)への脅え, 素振りおどおど





いじめの発見ポイント(家庭用)

いじめの問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応する必要があります。学校や家庭で、次の例に示すようなサインが見られた場合は、いじめが存在している可能性があります。きめ細かな注意を払い、実態の把握に努める必要があります。

- 1 口数が少なくなり、学校や友だちのことを話さなくなる。
- 2 食欲不振になり、考え事をしている時間が増える。
- 3 学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなる。
- 4 学校への通学の時刻になると腹痛等身体の具合が悪くなる。
- 5 感情の起伏が激しくなり、動物やもの等に八つ当たりする。
- 6 理由もなく、朝早く家を出たり、帰りが遅くなったりする。
- 7 衣服に汚れや破れが見られ、手足や顔等にすり傷や打撲の跡がある。
- 8 家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、使途のはっきりしないお金を欲しがらる。

児童虐待への対応

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年11月施行)

児童福祉に職務上関係のある者

児童虐待の早期発見(努力義務, 法第5条)

児童虐待に係る通告(義務, 法第6条)

民生児童委員

市町村

福祉事務所

児童相談所

速やか

安全確保

児童虐待では？ と思ったら

子ども何でもダイヤル (082)255-1181
西部こども家庭センター (082)254-0381
東部こども家庭センター (084)951-2340
北部こども家庭センター (0824)63-5181
広島市児童相談所 (082)263-0694
児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000

5月 児童福祉月間
10月 里親月間
11月 児童虐待防止推進月間
(オレンジリボンキャンペーン)

